

「長野県森林づくり県民税に関する基本方針」の改正の概要

令和元年 12 月

長野県

1 県産材の利活用に係る取組の拡充

第 3 期長野県森林づくり県民税（以下「森林税」という。）では、自立的・持続的な森林管理のためには間伐材等の利活用を進めることが不可欠であることに鑑み、キッズルーム等の「子どもの居場所」における木質化や木製家具・おもちゃ等の設置の支援を通じ、県産材利用の機運醸成を図っている。

一方、平成 30 年度からの第 2 次長野県消費生活基本計画において、地消地産・環境等に配慮した消費行動「長野県版エシカル消費」を推進していることから、県民のエシカル消費に向けた機運を一層盛り上げていくことが求められている。

こうした中で県産材利用の一層の促進を図っていくためには、子どもや子育て層を対象を限定せず、幅広い年齢層が利用する施設（店舗等）や、長時間滞在する施設（オフィス等）において木材とふれあう機会・場を創出することが必要であり、第 3 期森林税の事業内容を拡充して対応する。

基本方針別紙 2（1）県産材の利活用

概ね 2.1 億円 → 概ね 2.9 億円

【事業内容に追加】

- ・多くの県民が利用する民間施設や県有施設の木質化・調度品の設置を、モデルとなる先駆的で波及効果が見込まれる施設を選定し支援・実施

【目指す成果、目標値に追加】

- ・県民が多く訪れる民間施設・県有施設の木質化・調度品設置 概ね 35 箇所/5 年間

2 基金活用事業の財源について

第 3 期森林税で活用可能な財源は、第 2 期末までの基金残高 5.2 億円及び第 3 期分の税込見込みを合わせ、合計 40.7 億円。

基本方針作成時の見直しに対し、税込増等により約 1.6 億円増加している。

今回の基本方針の見直しに基づき、これらの財源を有効活用するとともに、森林税を活用して行う各事業の効率的な執行を通じて経費縮減を図ることにより、新たなニーズ等に対応することとする。

第 3 期森林税の財源内訳（令和元年 12 月時点）

◆ 第 2 期までの基金残高	5.2 億円
◆ 第 3 期の税込見込み額*	35.5 億円
計	40.7 億円

*令和 5 年度の税込となる法人県民税 1.3 億円を含む

3 みんなで支える森林づくり県民会議における主な意見

- ・モデルとしての効果が発揮されるよう、一定期間の転用制限等の条件を付して実施してはどうか。
- ・森林税を活用して行う木材の利用拡大へのアプローチとして、県民の理解を得られるような事業内容とすべき。
- ・「子どもの居場所」の木質化についても継続的に取組みが進むよう配慮が必要。

ご意見に対する県の考え方

- ・ご意見を踏まえ、支援対象施設の選定基準や補助金交付の要件等について検討してまいります。